

**第5回川島町高齢者福祉計画及び介護保険運営推進協議会・川島町地域
包括支援センター運営協議会会議録**

会議名	平成26年度 第5回川島町高齢者福祉計画及び介護保険運営推進協議会・川島町地域包括支援センター運営協議会
開催日時	平成27年3月19日(木) 午後1時30分～3時10分
開催場所	川島町保健センター 大会議室
議題	(1) 川島町地域包括支援センター活動状況報告 (2) 川島町地域包括支援センター運営状況の評価について (3) いきいき福祉プラン素案について
出席者	●被保険者代表 鈴木委員、發知委員、町田委員 ●サービス事業者 山下委員、中重委員 ●知識経験者 佐藤委員、亀田委員 ●福祉保健関係者 村上委員、小林委員、櫻井委員 ●事務局 小澤課長、内野主幹、吉田主査、柴生田主任、倉持主事、ワイスマンコンサルティング
傍聴者	1名
配布資料	資料1 平成26年度川島町地域包括支援センター事業報告 資料2 地域包括支援センターの評価について 資料3 いきいき福祉プラン 川島町高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画(案) 平成27年度～平成29年度
議事録署名人の選出(2名)	亀田委員、小林委員の2名について承認を得る
審議等の内容及び結果	
(1) 川島町地域包括支援センター活動状況報告	
【内容】	
<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防事業(二次予防事業、一次予防事業)の実施状況説明。 ・包括的支援事業(介護予防マネジメント、総合相談・権利擁護事業、包括的・継続的マネジメント)の実施状況説明。 ・任意事業(認知症サポーター養成講座、家族介護支援事業)の実施状況説明。 	
【結論・結果】	
※事業報告のため、結論、結果なし。	
(2) 川島町地域包括支援センター運営状況の評価について	
【内容】	
<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センター評価基準について説明。 ・評価基準における評価実施結果、参考資料説明。 ・川島町地域包括支援センター運営委員会委員による評価の実施。 	

【結論・結果】

- ・評価基準各項目すべてにおいて、全員一致で適正との評価。
- ・総合評価について、全員一致で適正との評価。

(3) いきいき福祉プラン素案について

【内容】

- ・前回提示した素案からの変更点について説明。

【結論・結果】

- ・いきいき福祉プラン～川島町高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画～について、原案にて承認。
- ・策定された計画については、住民に広く周知を図れるよう、概要版の全戸配布を行ったり、その他様々な手段で周知を図るよう対応を検討する。

質疑応答・意見提案

(1) 川島町地域包括支援センター活動状況報告

委 員：二次予防事業の参加割合 1.33% は、他と比較すると高いのか、低いのか。

事務局：二次予防事業の参加率は、2% を目標としていることを考えると、やや低い。しかし 2% 目標を達成できている市町村は全国的にも非常に少ない。県内で比較すると、上位 10 位以内には入っており、比較的高い状況。

委 員：高齢者虐待として認定した 2 件について、虐待の類型が重複しているとの報告だが、それぞれどのような類型だったのか、分かれば示してほしい。

事務局：手元に資料がなく即答できないので、後日回答する。

※後ほど確認。1 件は身体的虐待と介護放棄の事例、もう 1 件は身体的虐待と心理的虐待、経済的虐待の事例。

委 員：徘徊模擬訓練の実施について、自分も実際に参加したが非常に良い事業だった。まだ県内市町村でも実施事例が余りないとも聞いている。非常に良い取り組みだと思う（意見提言）。

(2) 川島町地域包括支援センター運営状況の評価について

委 員：事務局の説明に、現在は川島町地域包括支援センターと居宅介護支援事業所きずな（啓仁会）が同じ室内に事務室を構えているが、来年度事務室を分けるとの説明があった。地域包括支援センターの事務室はどこに構えるのか。

事務局：地域包括支援センターの事務室は変わらず、居宅介護支援事業所きずなが同建物内の別室へ移転する。

委 員：要支援認定から要介護認定になった認定者について、平成 26 年度は居宅介護支援事業所永楽会にケアプラン作成を依頼する認定者が 0 人とのことだが、何か理由があるのか。

事務局：居宅介護支援事業所永楽会については、ケアマネジャーが 1 名のみの事業所であり、常日頃多人数のケアプラン作成をしていることもあって、0 人だった。ただし、要介護認定を受ける前に地域包括支援センターが相談対応をしていた認定者については、今年度 4 名、居宅介護支援事業所永楽会

に繋げた実績あり。

委 員：地域包括支援センターの評価基準内に、ケアプラン作成件数が職員1人あたり35件以下との基準が示されているが、何故35件を超えてはならないのか。

事務局：法的な基準はないが、ケアプラン作成の件数が多くなると、その業務が占める比重が高くなり、他の介護予防事業や総合相談業務などに時間を割けなくなるおそれがある。地域包括支援センターの公正・中立な運営が維持できなくなる可能性があるので、目安として35件以下としている。しかし最近ではケアプラン作成件数が増加している傾向であり、このままだと職員1名あたり35件を超てしまう可能性があるので、第6期介護保険事業計画内で位置づけている地域包括支援センターを新たに設置する計画を検討することで、業務の均衡を図りたいと考えている。

委 員：高齢者の増加に伴い、今後、総合相談件数も増えていくことが想定される。
現在の地域包括支援センターの職員体制で対応しきれるのか。

事務局：地域包括支援センターだけで対応しているのではなく、相談内容によっては町や社会福祉協議会、関係機関や専門職種などに繋げるなどの対応をしている。また、地域包括支援センターを新たに設置する計画を検討することでも、今後の対応を図れると考えている。

(3) いきいき福祉プラン素案について

委 員：介護保険料を算定する上で、介護給付費と地域支援事業費を推計する必要があるのは理解できるが、計画上併記する必要があるのか。

事務局：埼玉県から指摘を受けている事項でもあり、記載する必要がある。

委 員：新しい日常生活支援総合事業について、給付から事業へと移行することとなる。今回示された計画素案内に、新しい介護予防・日常生活支援総合事業の費用見込が記載されているが、この数値はどのように推計されたものか。

事務局：国から示されたワークシートにて推計したもの。根拠となるデータは、第5期介護保険事業計画期における介護予防訪問介護、介護予防通所介護に係る実績。

委 員：介護保険料について、平成27年度から低所得者対策として保険料の軽減が行われることだが、その費用負担は誰がどの程度の割合で負担する予定なのか。

事務局：平成27年度から28年度については、新第1段階のみ0.05軽減される。この費用負担は国が1/2、県と町がそれぞれ1/4ずつ負担し、交付金として交付される。平成29年度については、あくまで消費税率が10%になることが前提の軽減割合。

委 員：今回策定した計画は、住民に周知を図るとの説明があった。その手段として、概要版を全戸配布することだったが、計画本体についても住民が閲覧しやすい環境を整えてほしい。ホームページ上の公開はもちろん、図書館や公民館などで閲覧できるよう配慮してほしい。

事務局：ホームページでの公開、図書館での閲覧については対応する予定。公民館での閲覧については、実施する方向で検討する。

署名	黒川 節子
	小林 節子